

登記所備付地図データの民間事業者等への提供について

法務省民事局

平成30年2月13日(火)

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)第6回

登記所備付地図データの民間事業者等への提供について

現状及び検討の経緯

不動産登記制度における地図等の公開方法

- 1 地図等の写しの交付(書面の交付)
→窓口請求のほか、オンライン請求可
- 2 登記情報提供サービス(インターネットを利用した閲覧)
→表示された情報(PDFファイル)をダウンロード可

登記所備付地図の電子データについて、当該データを加工可能な形式で民間事業者に提供することまでは行っていない。

ニーズ

平成29年2月23日未来投資会議
「ローカルアベノミクスの深化」会合(農業)第6回

農業分野におけるICTの活用を目的として、農業事業者や関係業者から、一定のまとまった区域の登記所備付地図の電子データを相応の対価で入手したいとの要望。また、電子データの提供は農業以外の分野でも活用が期待。

検討

平成29年3月24日第6回未来投資会議における
金田法務大臣発言(当時)

登記所の地図データの提供については、「官民データ活用推進基本法」に基づき、IT戦略本部の下、官民データの活用推進施策の一環として、平成33年度までに提供を開始することができるように検討を行うものと承知しており、法務省としては、IT戦略本部と連携の上、しっかりと対応してまいる所存です。

施策の概要

登記所備付地図の電子データを、民間事業者等に提供する枠組の検討・構築

平成29年度より制度面・システム面等の課題の整理を行い、平成33年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。【世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)】

登記所の地図データについて、IT総合戦略本部による官民データ活用推進施策の一環として、2021年度までに提供を開始することができるよう検討し、その具体的な条件や内容を本年度中に決定する。【未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)】

現時点における検討の進捗状況

制度面

【課題】

不動産登記制度において提供の理由付けが困難であり、また、「地番」は、地理空間情報において個人情報として整理されているため、電子データの提供が困難

<関係機関との協議>

- ①法令上の提供の根拠付け
- ②個人情報の取扱いの見直し

上記協議を踏まえ、基本的方向性を3月までに決定

システム・コスト面

【課題】

地図の電子データ提供を実施するためには、提供するデータの内容・提供方式に応じたシステム改修・構築を行う必要があり、提供を受ける民間事業者の要望内容を踏まえつつ、費用対効果に優れたシステム構成を検討することが必要

<ニーズ把握の実施(平成29年4月から12月までの間)>

- ①ヒアリング(対象 民間企業3社及び資格者団体1団体)
- ②アンケート(対象 日本経済団体連合会等の加盟民間企業、資格者団体やJA)→有効回答数30

上記の調査結果を踏まえ、最適なシステム構成を3月までに決定